# 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会(第4回)

# 次 第

日時:令和5年9月4日(月)14時~16時30分

会場:東庁舎 11 階 会議室 111·112·113

- 1 開 会
- 2 議事
  - (1) 公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針(案) について
    - ア本編
    - イ 実践事例集
- 3 その他
  - ・広域的な人材バンクの検討状況について
  - ・次回開催予定について
- 4 閉 会

# <配付資料>

- 資料1 公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針(案)
- 資料2 第4回神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会資料
- 資料3 広域的な人材バンクの検討状況について

# 【委員出席者一覧】

	団体名	役職	氏名
1	神奈川県中学校文化連盟 (横浜市立若葉台中学校 校長)	会長	髙良 理
2	神奈川県中学校体育連盟 (川崎市立京町中学校 校長)	会長	後藤 建人
3	神奈川県公立中学校長会 <u>(相模原市立大野南中学校 校長)</u>	会長	宮坂 賀則
4	神奈川県PTA協議会	副会長	岩地 靖彦
5	神奈川県教職員組合	執行委員長	島﨑 直人
6	神奈川県市町村教育長会連合会 (大和市教育委員会 教育長)	会長	欠席
7	神奈川県都市教育長協議会 (南足柄市教育委員会 教育長)	副会長	飯山 敏明
8	神奈川県町村教育長会 (松田町教育委員会 教育長)	代理	浄泉 和幸
9	神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会 (相模原市市民局スポーツ推進課 課長)	会長	白井 由美
10	神奈川県町村体育振興連絡協議会 (愛川町教育委員会スポーツ・文化振興課 課長)	会長	齋藤 潤
11	公益財団法人神奈川県スポーツ協会	専務理事	田中 不二夫
12	大和市スポーツ協会	副会長	瀧本 幸文
13	開成町スポーツ協会	会長	露木 重雄
14	神奈川県スポーツ推進委員連合会	会長	川口 勇喜夫
15	一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク (NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF 理事長)	理事・ 副会長	菊地 正
16	一般社団法人日本フィットネス産業協会	事務局長	松村 剛
17	神奈川県吹奏楽連盟	事務局長	三ヶ田篤
18	桐蔭横浜大学	教授	佐藤豊

# 【事務局出席者一覧】

	局名	役職	氏名
1	国際文化観光局	文化課長	髙橋 康夫
2		スポーツセンター所長	大塚 和弘
3	スポーツ局	スポーツ課参事兼課長	矢島 裕久
4		総務室管理担当課長	関根 真琴
5		スポーツセンター事業推進部長	小谷 昭彦
6		教育参事監	濱田 啓太郎
7		指導部長	増田 年克
8		支援部長	古島 そのえ
9	教育局	保健体育課長	磯貝 靖子
10		子ども教育支援課長	長田 裕一郎
11		県西教育事務所指導課長	長谷川 ゆき
12		足柄上指導課長	高橋 壮芳

# 公立中学校における部活動の地域移行に係る 神奈川県の方針(案)

# 目 次

I	はじめに	1
1	方針策定の経緯・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	方針の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	方針の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
I	県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況	3
1	少子化の進行状況とその影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2) 生徒のニーズと教員の負担感 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況 ・・・・・・・・・・・	8
	(2) 県内のスポーツ少年団の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(3) 県内のスポーツ指導者数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(4) 県内の体育・スポーツ施設の状況 ・・・・・・・・・・・・・・	11
	(5) 県内の文化施設の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(6) 地域学校協働活動の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
Ш	本県における地域移行について	13
1	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	地域移行を進める体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(1) 協議会等の検討体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(2) 指導者の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3	段階的な地域移行に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(1) 適正な運営体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(2) 地域クラブ活動に係る費用、保険 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4	大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
IV	地域移行に向けて	22
1	地域移行に向けた様々な選択肢	22
	(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー	
	(参考) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型(国のガイドライン)	
		24
2	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
<u>資</u> 米	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33

# I はじめに

本方針は、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性やよさを大切に育てるため、「地域」「家庭」「学校」「行政」「民間団体」「企業」「大学」などそれぞれの立場、役割を自覚しながら、連携・協力し合って、豊かなスポーツ・文化芸術等活動を実現するための考え方や取組の方向性を示すものである。

中学生のスポーツ・文化芸術等の環境をめぐる状況は、県内においても地域によって異なるため、 学校部活動の地域連携や地域移行の在り方、そして、その環境整備の方法などは、地域の実情に応じ て多様な方法が考えられる。

このため、本県では、学校部活動の地域連携や地域移行について、達成までの道筋を一律に定めず、地域の実情に応じて、段階的且つ柔軟に取り組んでいくことを基本的な考え方としている。

こうした各地域における連携・協力の取組が進めば、子どもたちにとってより豊かなスポーツ・文 化芸術等活動の機会が広がり、その関わりの中で視野が広がり、内面的にも成長していくと考える。

中学生の地域スポーツ・文化芸術等の活動イメージ



# 方針策定の経緯・趣旨



- 部活動は、学校教育の一環として、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術 振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化の進展により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。
- こうした中、国は、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとし、「部活動の地域移行に関する検討会議」からの提言を踏まえ、平成30年に策定したスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)として令和4年12月に全面改定した。
- 国のガイドラインの「I 学校部活動」(以下「I章」という。)は、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部含む)及び高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む)を対象とし、II以降の各章は、公立の中学校を主な対象としている。県は、I章に相当する内容については、平成30年に「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」(以下「県方針」という。)として定めていることから、国のガイドラインの改定を踏まえ、県方針の一部を改定した。
- 一方、国のガイドラインのうち、II 以降の各章は、中学校の部活動の地域移行を円滑に進めるために必要な対応に関し、国の考え方を示したものである。県としても、生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しめる環境の整備に向けた考え方や対応の方向性を示し、円滑に取組を進めていく必要があることから、新たに「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定するものである。
- 方針策定に当たり、各市町村において、地域移行の取組を進める際の参考になるよう、地域移行に向けた県、市町村・学校、地域クラブそれぞれの役割分担や取組の方向性を示す「本編」と、 具体的な県内の取組事例を類型化して取りまとめる「実践事例集」で構成することとした。

# 2

#### 2 方針の性格

- 本方針は、国のガイドラインを踏まえ、学校部活動の地域移行を進めるに当たり、生徒にとって、望ましいスポーツ・文化芸術等の活動環境となるよう、その整備に向けた当面の間の考え方や対応の方向性を示すものである。
- 本方針は、当面、国が示した令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間を対象と する。
- 本方針について、国の動向や改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、改革推進期間 終了後、適宜必要な見直しを行うこととする。



#### 3 方針の対象

本方針は、公立中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。)の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。<u>国立及び私立学校については、本方針を参考にしつつ、学校等の実情に応じて取り組むことが望ましい。</u>

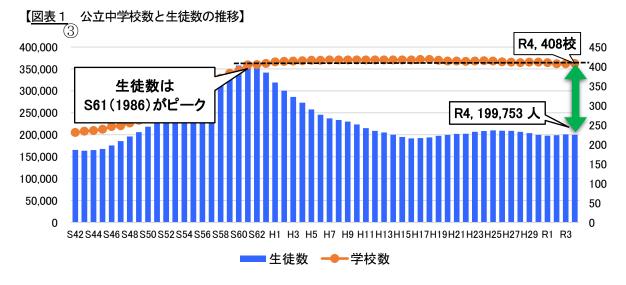
# Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況



# 少子化の進行状況とその影響

#### (1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移

- 少子化の進展により、県内の公立中学校等の生徒数は、昭和 61 年の約 36 万人をピークに減少している。(図表 1)
- 県内の公立中学校の学校数は、生徒数の増加に伴い増えたが、生徒数が減少してもその数は大き く減少していないため、学校の規模は小さくなっている。(図表1)
- <u>平成24年から令和4年までの10年間で、生徒数は約9,000人減少しており、(図表1)県全体では2校に1校で1つの部活動が廃止されている。(図表2)</u>
- 団体競技では、チーム編制ができないなどの理由から、日常の練習や大会参加を他校と一緒に行う「合同部活動」を実施する学校が増加傾向にある。(図表3、図表4)



(出典: 県教育委員会「学校統計要覧」)

【図表 2 ブロック地区別中学校部活動数、入部者数の 10 年での変化 [平成 24 年度と令和 4 年度との比較]】

					横浜	川崎	相模原	横須賀	湘南	中	県央	県西	全体
	部	活	動	数	1,958	836	487	442	545	422	558	305	5,553
H24	1校	当たりの	の部活	動数	13.2	16.4	13.2	13.8	12.4	13.2	12.7	12.2	13.4
	1 部	当たり	の部	員 数	25.4	23.4	23.7	20.4	23.7	22.6	24.7	19.9	23.8
	部	活	動	数	1,893	836	468	370	541	419	533	250	5,310
R4	1校	当たりの	の部活	動数	12.9	16.1	12.6	11.6	12.0	12.3	12.1	11.4	12.9
	1 部	当たり	の部	員 数	24.4	22.5	23.4	21.4	24.2	21.3	22.8	20.5	23.2

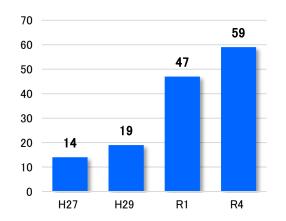
※ 三浦市・葉山町は横須賀ブロックに含まれる。

※ 部活動数は、同一競技で男女別で部を設置していない場合も、男女それぞれで計上した合計数。

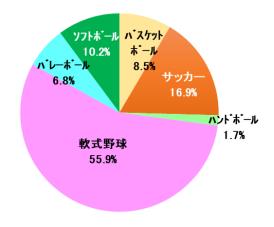
(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

#### 【図表3 合同部活動実施校数の推移】

【図表4 合同部活動を実施する部活動の割合】







(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和4年度)

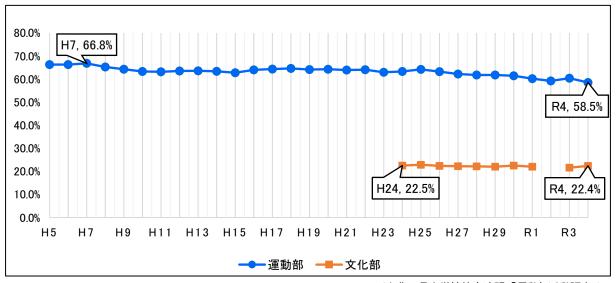
# 課題

- 各学校に設置されている部活動数が減ったことで、入りたい部活動が学校にないなど、生徒の部活動の選択肢が狭まり、多様な生徒のニーズに対応できなくなっていることが考えられる。
- 部員数不足で自校の生徒だけでの活動に支障が生じている部活動がある学校については、 生徒が継続的に活動できる環境を整えていく必要がある。

#### (2) 生徒のニーズと教員の負担感

- 県内公立中学校における運動部活動の加入率は、平成7年度の66.8%をピークに緩やかに減少している。一方、文化部活動の加入率はほぼ横ばいとなっている。(図表5)
- 各公立中学校では、運動部活動、文化部活動ともに多岐にわたる部活動が設置されており、<u>部活動に加入している生徒の</u>約8割が運動部活動、約2割が文化部活動に加入している。(図表6、7)
- 本県の中学生について、「友達と楽しく活動する<u>(32.7%)</u>」ことを部活動の目的として加入している生徒の割合が最も多い。次いで、「体力・技術を向上させる(22.4%)」「好成績を収める(17.8%)」 <u>の順に高い。</u>(図表8)
- 公立中学校の運動部活動の顧問教諭は、部活動を指導する上で、長時間勤務を含めた勤務時間や生徒のニーズに応える技術指導、休日に実施されることが多い大会・コンクール等の引率に伴う業務等について、負担感を感じている。(図表9)
- 公立中学校の運動部活動顧問教諭のうち、4割以上が競技経験のない部活動の指導を行っている。 (図表 10)
- 公立中学校教員の1週間当たりの平均在校時間は、いずれの職種も減少しているが、特に総括教 諭及び教諭では、時間外在校等時間が約約21時間となっている。(図表11)
- 公立中学校教員の部活動指導に係る勤務時間は、勤務日は38分だが、週休日・休日は2時間22分と長時間となっている。(図表12)

【図表5 部活動加入率の年次推移】



(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表6 運動部及び文化部の設置数】

•		
運動部	部活	動数
理 期 印	男子	女子
バスケットボール	384	384
陸上競技	331	325
ソフトテニス	280	319
卓球	281	257
バレーボール	130	344
バドミントン	214	245
剣道	221	217
サッカー	374	1
軟式野球	369	0
水泳競技	93	91
柔道	84	77
ソフトボール	0	110
ハンドボール	48	40
硬式テニス	12	14
体操競技	11	10
新体操	0	13
ダンス	4	8
相撲	7	0
弓道	2	2
ラグビーフットボール	2	0
空手	1	1
山岳	1	1
バトントワリング	0	2
合計	2849	2461

(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和4年度)

文化部	部活動数
人们的	男子・女子
美術・工芸	392
吹奏楽部	378
演劇	113
自然科学	96
パソコン	79
合唱	63
調理	60
茶道	51
将棋	30
華道	22
文芸	22
囲碁	21
書道	14
放送	14
写真	13
ボランティア	11
漫画・アニメ	8
日本音楽	6
総合文化	5
器楽・管弦楽	4
軽音楽	4
マーチング・バトントワリング	3
小倉百人一首かるた	1
合計	1410

(出典: 県教育委員会「令和4年度の文化部活動の実態調査について」/令和4年度)

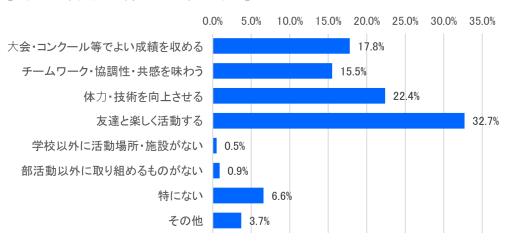
※ 照会を行った部のみ掲載。また、市町村立中学校の 文化部のみ抜粋

# 【図表7 運動部と文化部の加入人数の割合】



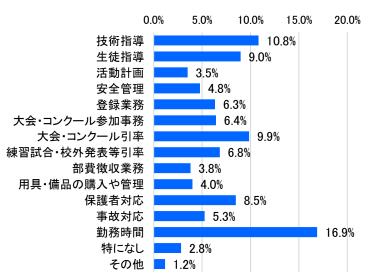
(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和4年度)

【図表8 部活動に所属している最大の目的】



(出典: 県教育委員会「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」/令和3年度実施)

【図表9 部活動を指導する上で負担に感じていること】



【図表 10 顧問教諭の競技経験】

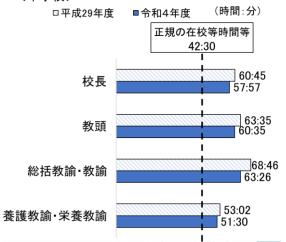


(出典: 県中学校体育連盟「運動部活動 調査」/令和3年度実施)

(出典: 県教育委員会「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」/令和3年度実施)

#### 【図表 11 1週間当たりの平均在校等時間】

#### <中学校>



- ※ 在校等時間等とは、教員が学校教育活動に関する業務を行う時間(休憩時間を含む)
- ※ 時間外在校等時間とは、在校等時間等から正規 の勤務時間(1週間当たり38時間45分)と各学校 で定めている休憩時間(1週間当たり3時間45分) を除いた時間
- ※ 持ち帰り業務は含まない

(出典: 県教育委員会「神奈川県公立中学校教員勤務実態調査の集計結果(速報)について」/令和4年度)

#### 【図表 12 教員一人当たりの業務内容別の在校等時間】

#### <中学校>

業務内	容	勤務日	週休日•休日					
児童・生徒	の指導	9:19	2:59					
	うち部活動	0:38	2:22					
学校運営にかた	かわる業務	1:15	0:07					
外部対	応	0:12	0:00					
校外	•	0:16	0:01					
その作	也	0:06	0:02					

(出典: 県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果(速報)について」/令和4年度)

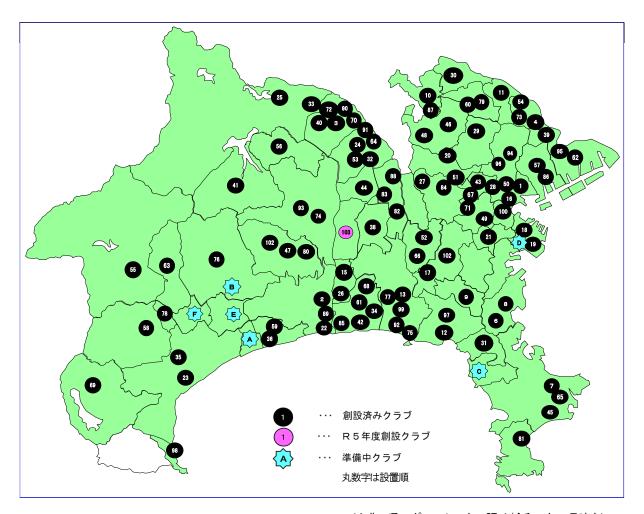
#### 課題

- 同じ部活動の中でも、競技志向が強い生徒とエンジョイ志向が強い生徒が混在していることが考えられ、顧問教諭には、それぞれの目的に見合う指導が求められている。
- 運動部、文化部ともに多岐にわたる種目等が設置されており、これらに対応できる多様な外部人 材の確保が課題である。
- 競技志向の強い生徒には、専門的な指導が受けられるよう、また、指導経験のない顧問教諭の負担軽減が図るよう、学校における顧問決定に当たっては、教員の意向や事情等を十分勘案するとともに、部活動指導員など外部人材の活用を積極的に進めていく必要がある。
- 顧問教諭は、部活動の指導に係る長時間勤務や休日勤務を含めた勤務時間について負担を感じていることから、休日の部活動指導や、大会、コンクール等の引率に、必ずしも教員が従事しない体制づくりが必要である。

#### (1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況

- <u>県内における総合型地域スポーツクラブ 1の数は、創設済みが100 箇所、創設準備中が6箇所であり、合計32 自治体で総合型地域スポーツクラブが創設されている。</u>(図表13)
- 総合型地域スポーツクラブにおいては、中学校の部活動で行われる種目だけでなく、多様なスポーツ活動が行われている。一方で、1つのクラブで行っている種目数は、5種目未満のクラブが半数以上となっている。(図表 14、15)

#### 【図表 13 県内の総合型地域スポーツクラブの設置状況】



(出典:県スポーツセンター調べ/令和5年8月時点)

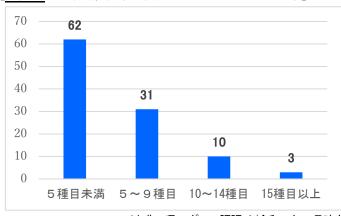
<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 総合型地域スポーツクラブ:人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブとして、平成7年度から育成が開始された。

【図表 14 県内の総合型地域スポーツクラブで行われている主な種目】

20 以上のクラブで行われている種目	健康体操、サッカー、バスケットボール、ヨガ、体操(器械体操・新体操・トランポリン)、バドミントン、 <u>フットサル</u>
10 以上のクラブで行われている種目	ウォーキング (ノルディック・ウォーキング等を含む)、ダンス (ジャズダンス・社交ダンス・フォークダンス・民謡踊り等を含む)、バレーボール、フットサル、陸上競技、エアロビクス、グラウンドゴルフ、卓球、テニス、フィットネストレーニング、野球、ソフトテニス
10 未満のクラブで行われている種目	インディアカ、親子リトミック、カヌー、空手、キンボール、剣道、3 B体操、水泳、スキー、スポーツ吹矢、ソフトテニス、ソフトバレーボール、ソフトボール、太極拳、ターゲット・バードゴルフ、登山・クライミング、ドッジボール、バウンドテニス、パラスポーツ(ボッチャ等)、パークゴルフ、ビーチバレー、フラダンス、ペタンク、ボウリング、ラグビーフットボール、ランニング(ジョギング)、その他

(出典:県スポーツ課調べ/令和5年8月時点)

【図表 15 活動種目数別総合型地域スポーツクラブ数】



(出典:県スポーツ課調べ/令和5年8月時点)

#### (2) 県内のスポーツ少年団の状況

- 県内におけるスポーツ少年団 <sup>2</sup>の数は、令和4年10月時点で合計団数は332、団員数は6,826 人であり、うち男子が4,652人、女子が2,174人で男子の団員が多い。(図表16、17)
- スポーツ少年団の活動は、主に地域の小・中学校や公共スポーツ施設等で行われている。

【図表 16 県内のスポーツ少年団の登録状況】

団数		団員数	
凹奴	男子	女子	計
332	4,652	2,174	6,826

(出典:公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録(市町別:団数、団員数、 指導者数、役員・スタッフ数)」/令和5年2月1日時点)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> スポーツ少年団:青少年の健全育成を目的とし、地域社会で幅広いスポーツ活動を行う集団であり、幼児 から高校生まで加入することができる。2020年時点では中学生以上の団員の登録数は全国で約7万5千人。

【図表 17 県内市町村別のスポーツ少年団の登録状況】

			団員数				
No.	市町村	団数	指導者	(JSPO公認 指導者)	役員・囚タッフ	計	全体
1	横浜市	28	82	(42)	59	141	498
2	川崎市	36	96	(33)	37	133	670
3	相模原市	40	134	(51)	39	173	626
4	横須賀市	27	79	(23)	45	124	536
5	平塚市	5	20	(9)	6	26	56
6	鎌倉市	2	7	(2)	2	9	47
7	藤沢市	55	180	(54)	66	246	1,391
8	小田原市	13	60	(29)	35	95	241
9	茅ヶ崎市	23	115	(15)	81	196	730
10	逗子市	7	31	(7)	13	44	136
11	三浦市	1	2	0	3	5	5
12	秦野市	9	43	(10)	31	74	177
13	厚木市	13	48	(21)	30	78	232
14	大和市	13	66	(9)	31	97	199
15	伊勢原市	15	69	(13)	25	94	400
16	海老名市	6	19	(7)	7	26	136
17	座間市	12	90	(19)	36	126	287
18	綾瀬市	4	17	(6)	2	19	75
19	寒川町	9	34	(23)	8	42	155
20	大磯町	3	6	0	4	10	70
21	湯河原町	4	9	(3)	6	15	79
22	愛川町	6	13	(6)	0	13	58
_	未設置(葉山町)	1	4	(3)	0	4	22
合計		332	1,224	(385)	566	1,790	6,826
	令和3年度	342	1,261		643	1,904	6,940
増減		-10	-37		-77	-114	-114

(出典:公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録(市町別:団数、団員数、指導者数、 役員・スタッフ数)」/令和5年2月1日時点)

#### (3) 県内のスポーツ指導者数の状況

■ 県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者 <sup>3</sup>登録者数は 11,647 人、うちスポーツ指導者基礎資格登録者は 497 人、競技別指導者資格登録者は 9,365 人である。(図表 18)

【図表 18 県内の公認スポーツ指導者資格保持者】

	スポーツ指導 者基礎資格		競技別指導者資格												
総数	コーチングア	合計	小計	スタートコーチ		小計	コーチ			小計	教師		その他 資格		
	シスダント				教員免許 所持者	競技別		コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4		教師	上級教師	
11, 647	497	9, 365	170	125	14	31	8, 896	6, 198	637	1, 547	514	299	232	67	1, 785

-(出典:公益財団法人日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者認定者数都道府県別一覧」より抜粋/令和4年10月1日時点)

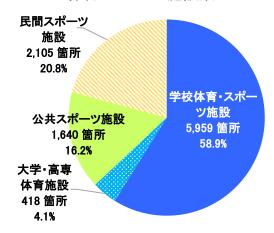
<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 公認スポーツ指導者:スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセンタードの考え方のもとに暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者

#### (4) 県内の体育・スポ―ツ施設の状況

■ 県内の体育・スポーツ施設の約6割は、学校の体育・スポーツ施設が占めている。県内中学校の 部活動数と比べても、学校以外の施設数は十分とは言えない状況である。(図表 19)

【図表 19 県内の体育・スポーツ施設の設置状況】

体育・スポーツ施設数



Ī			学校体	育・スポ-	ーツ施設			7.	公共スポーツ	'施設	
	総数	計	小学校	中学校	高等 学校等	専修・ 各種学校	大学·高 専体育施 設	計	公立社会 教育施設 に付帯する スポーツ 施設	社会体育 施設	民間 スポーツ 施設
	10,122	5,959	2,535	1,697	1,667	60	418	1,640	55	1,585	2,105

(出典:政府統計ポータルサイトe-Stat「令和3年度体育・スポーツ施設現況調査」内のデータを集計)

#### (5) 県内の公民館・文化施設の状況

■ 各地域における文化芸術等活動が実施可能な公民館などは、県内中学校の部活動数と比較して少ないため、地域への移行後も、文化部活動の拠点としては学校施設を利用する必要がある。(図表 20、21)

【図表 20 公民館及び類似施設の設置状況】

	計
公民館	156
類似施設	139

※「公民館」は社会教育法第21条に該当する施設

(出典:神奈川県公民館連絡協議会「市町村立公民館及び類似施設の設置状況の調査結果/令和4年度」)

【図表 21 県内の劇場、音楽堂等数】

	計		県施設		市町村施設		民間施設	
劇場、音楽堂数※	71		4		62		5	
下段は指定管理施設内数		57		4		53		_

<sup>※</sup> 地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、市民会館、文化センター等で音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを持つ施設

(出典:文部科学省令和3年度社会教育調査/令和3年10月1日現在)

#### (6) 地域学校協働活動 <sup>4</sup>の状況

■ 各市町村においては、学校運営等にかかる支援などの地域学校協働活動が行われているが、地域学校協働活動の一環として、スポーツ活動・文化芸術活動の支援を実施しているのは一部の中学校にとどまっている。

# 課題

- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団については、クラブが設置されていない自治体があるなど、市町村の団体数には偏りがある。また、団体ごとに規模が異なり、総合型地域スポーツクラブでは、活動種目数が5種目未満のクラブが半数以上となっている。
- 県内の公認スポーツ指導者資格登録者について、地域クラブや学校部活動の指導に携わることができる人材を確保することが課題である。
- スポーツ・文化施設ともに、県内中学校の部活動数と比べて、学校以外の施設は十分ではないため、地域クラブ活動の拠点においても、学校施設を利用することが想定される。

<sup>4</sup> 地域学校協働活動:地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

# Ⅲ 本県における地域移行について



# 1 基本的な考え方

公立中学校における休日の部活動の地域への移行を進めるに当たり、次の4点を基本的な考えとして取 組を推進する。

#### (1) 持続可能な活動環境の整備

これまでに培ってきた学校部活動の意義を継承しながらも、競技・大会志向だけでなく子どもたちの志向や体力の状況に適した活動を確保する。また、子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術等の活動に親しむことができるよう、発達段階やニーズの多様性を踏まえた、持続可能な活動の環境を整備していくことで、休日の部活動指導に係る教員の負担軽減を目指す。

### E

# (2) 部活動指導員と外部指導者の活用

教育委員会やスポーツ・文化関係団体、保護者、民間企業、大学等の連携・協力のもと、まずは公立中学校の休日の部活動について、部活動指導員や外部指導者の活用等による地域連携や地域クラブ活動への移行を進める。

#### (3) 地域の実情に応じた取組

地域ごとに部活動指導の人材や施設等の地域資源、生徒規模等の実情や課題は様々であることから、 各地域の実情に応じ、多様な手法の中からそれぞれの地域に適した方法を選択し、できるところから 取組を進める。

#### (4) 先行事例の波及

県は、積極的に取り組む市町村の先行事例を他の市町村にも波及させることで、県全体の地域移行 を推進する。

# 2 地域移行を進める体制づくり

#### 目標

すべての公立中学校の生徒が、持続的にスポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう、地域の新たな環境の整備を目指します。

#### (1)協議会等の検討体制の整備

#### 県の役割

- 知事部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、<u>連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において、新たなスポーツ・文化芸術等の活動環境を整備し、取組を推進する。</u>
- 県内市町村における地域移行の取組の進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や改善に向けた支援 <u>等を行う。</u>
- 地域クラブ活動が円滑に進むよう、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行の方針を策定、 提示し、県内各地域の実情を踏まえつつ見直し・検討を図る。
- 市町村の首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等が、県内外の先行事例や県内各地域の状況を共有することのできる情報連絡会を開催する。
- 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、県内市町村の状況や新たな取組について、県内関係者に広く周知を図り、積極的に取り組む市町村に対し、事業成果を波及させる。

#### 市町村・学校の役割

- 首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、<u>連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において</u>、新たなスポーツ・文化芸術等の環境を整備し、取組を推進する。
- 域内の学校における地域移行の取組の進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や改善に向け た支援等を行う。

市町村

- 協議会等においては、<u>子どもたちの活動機会を確保する観点から、アンケートやヒアリング等を実施し、保護者や子どもたちのニーズや課題の把握に努める。</u>
- 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、周知を図る。
- 休日の学校部活動の段階的な地域移行が進むよう、方針等を策定する場合は、地域の実情を 踏まえつつ、国のガイドラインや県の方針を参考にすることが望ましい。

■ 地域や学校、地域クラブ、関係団体等に対し、部活動の地域移行に係る理解を深めるための 説明会等を実施するなど、広く情報を周知するよう努める。

学校

■ 生徒や保護者に対して、部活動の地域移行に係る情報提供を図り、自校の部活動の在り方に ついて理解が深まるよう努める。

# 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの 提供などにより、地域スポーツ・文化芸術等の環境の整備に参画する。
- 県・市町村が開催する協議会等に参加し、積極的に情報収集に努め、緊密な連携体制を構築する。

#### (2) 指導者の確保

#### 県の役割

- 県スポーツ協会や各競技団体、各文化芸術団体等の協力のもと、各地域において専門性や資質を 有する指導者を発掘・把握する。また、地域クラブ活動運営団体・実施主体が円滑に指導者の確保 を行うことができるように、市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等を整備する。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、<u>兼職兼業の許可を得れば指導することができること</u> から、各市町村教育委員会に規定や運用の改善について情報を提供する。
- 地域クラブ指導者を対象に日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会公認指導者制度等の周知を行 うとともに、地域クラブ指導者を対象とした体罰やハラスメントのない適切な指導等の研修を実施 し、大学及び団体等と連携しながら、指導者の資質向上の取組を進める。

#### 市町村・学校の役割

- 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握するとともに、指導を希望する教職員等 が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善について検討を行う。
- 地域クラブ指導者を対象とした体罰やハラスメントのない適切な指導等の研修を実施する とともに、研修会への参加や資格の取得を促す等、指導者の資質向上の取組を進める。

市 町

村

- 地域クラブ活動での様々なトラブルに対する相談体制を構築する。
- 地域人材の中から、地域クラブ活動の指導員となり得る人材を発掘する。
- 参加者が居住する地域の特性等について、指導者が理解を深めるための取組を実施する。

■ 地域クラブ活動の指導を希望する教員等を把握する。

学 校 ■ 兼職兼業の許可を得た教員等の負担が増加しないよう、適切な服務監督を行う。

■ 地域や保護者に対して、地域クラブ活動の指導者となり得る人材の確保にあたり、情報提供を行う。

### 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材や教員等の兼職兼業等の活用、退職教員、兼職兼業の許可を得た教員、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- 自ら指導者を養成するほか、関係団体からの紹介、市町村の情報提供や、県が整備する人材バンク 等の活用等により、生徒のニーズに応えられる人材を確保する。
- 地域クラブの指導者は、県や市町村が実施する研修のほか、各種研修に参加することで、体罰やハラスメントのない適切な指導等ができるよう指導者としての資質向上に努める。

生徒や保護者、地域等のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のス ポーツ・文化芸術等の活動の保証と教員の働き方改革に資する取組を継続的に進めます。

#### (1) 適正な運営体制の整備

#### 県の役割

- 地域クラブ活動に取り組む時間、休養日について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や 体力等の状況に応じた適切な活動時間を必要とすることから、「神奈川県の学校部活動に関する方針」 に準じた活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。
- 各地域の実情にあった地域クラブ活動が持続可能なものとなるよう、国に財政的な支援を強く要望 する。

#### 市町村・学校の役割

- 関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。
- 地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を 適宜把握し、必要な指導・助言を行う。
- 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との調整を行い、地域移行を円滑に進めるため に、関係者間の調整等において中心的な役割を果たすコーディネーターなどを活用することが 望ましい。

市 町 村

- 地域クラブ活動に取り組む時間について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体 力等の状況に応じた適切な活動時間を必要とすることから、各市町村が策定する方針に準じた 活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。
- 所管する公共のスポーツ・文化施設のほか、県内の施設の状況から学校施設についても、地 域クラブが利用する場合の手続を簡便にするなど、利便性の向上に努める。
- 学校施設の休日の利用については、地域クラブに対して利用方法を遵守させた上で、用具保 管場所の提供や鍵の受け渡し等の業務を教職員が担う必要がないよう、調整を図る。
- <u>地域クラブが</u>利用しやすい工夫をする等、地域に開かれた環境づくりに努める。 **④**



■ 校内の部活動の運営状況や顧問教諭の状況等を把握し、地域クラブ活動との連携において、 課題が見られる場合には、地域の協力を得ながら、生徒の活動環境を確保していく。 **5** 

学校

- 学校施設を利用する地域クラブと連携を図り、学校が策定した利用ルールの理解を得る。
- 平日と休日の活動が円滑につながるように、顧問教諭と外部指導者等<u>の間で、部活動の内容</u>のほか、必要に応じて学校生活の状況等について、個人情報に留意した上で、情報共有を図る。

#### 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 国のガイドライン、県や市町村<u>及び学校の</u>方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を 遵守し、生徒それぞれの志向に合った活動や、<u>障がいに関わらず</u>、誰もが一緒に参加できる活動を行 うなど、適切な運営が行えるよう、規約の策定、人員体制の整備等を行う。
- 活動の運営方針、年間・毎月の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等を明確 にし、関係者に対する公表を適切に行う。
- 保護者が安心して地域クラブに子どもを任せられるよう、活動に係る費用や健康・栄養面、緊急連絡先の確認等、保護者との適切な連携体制を整備する。
- 地域クラブ活動の運営・活動に伴う保護者への負担が、過度にならないよう配慮し、クラブ内の体制を整える。
- 実施する活動の内容を踏まえ、施設の規模、安全性、生徒の移動、生徒の経費負担等、総合的な観点から利用する施設を選定する。
- 施設の利用に当たり、施設の利用規程や施設管理者の指導を遵守する。
- 活動に使用する用具等の帰属を把握し、用具等が適切に管理、使用されるよう努める。
- 平日と休日の活動が円滑につながるように、外部指導者等と顧問教諭<u>の間で、部活動の内容のほか、</u> 必要に応じて学校生活の状況等について、個人情報に留意した上で、情報共有を図る。

#### (2) 地域クラブ活動に係る費用、保険

#### 県の役割

- 地域クラブ活動に係る県立施設の使用料を国の支援を活用し、低廉な額とするなど、利用しやすい 環境整備に努める。
- 生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保 険への加入を推奨する。

#### 市町村・学校の役割

■ 地域クラブ活動に係る施設の整備や使用料について、国の支援を活用し、利用しやすい環境 整備に努める。

市町

■ 地域クラブ活動に生徒が参加する際の移動については、安全かつ費用負担の少ない利便性を 考慮した交通手段を検討する。

村

- 経済的に困窮する家庭に対して、国の支援を活用し、地域クラブ活動への参加費用等の支援 等の取組を進める。
- 参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう 促す。

学校

■ 地域クラブ活動に関する問い合わせが、生徒や保護者等からあった場合は、地域クラブと連携し情報提供に努める。

# 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、保護者にとって過度な負担とならないよう適切な会費を設定する。
- 参加者の費用の負担を軽減するために、寄附を受ける仕組みづくりを検討する等、参加者の活動機会を確保できるよう対策を検討する。
- スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉、県や市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を踏まえ、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- 活動の分野・競技特性等を踏まえ、適切な補償内容・保険料の保険を選定し、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを義務付ける。
- ※ 公益財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ庁からの要請を受け、スポーツ安全保険(文化活動を含む)に ついて、災害共済給付制度と同程度の補償内容で、かつ賠償責任が補償に含まれるように改善を行っている。 そのため国が推奨している保険制度を活用することが望ましい。

# 4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

#### 目標

中学校で活動する生徒だけでなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術等の活動に関わるすべての子どもたちが、活動の成果を発表する場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保します

#### 県の役割

- 県中体連等の大会参加について、希望する地域クラブが大会に参加できるよう、参加資格の緩和な ど主催者と協議する。
- 文化芸術等の活動のコンクール等への参加について、各種部門の特性等を踏まえ、生徒が参加できるよう主催者と協議する。
- 大会等に参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期や試合数などについて、生徒の 体調管理を優先して実施するよう主催者と協議する。

#### 市町村・学校の役割

■ 大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な 服務監督を行う。

市町

■ 外部指導者による大会等の引率について、希望する生徒が大会に参加できるよう各校に柔軟な対応を促す。

村

- 中学生が参加する大会等の全体像を把握し、休日に開催される様々な大会等への参加及び運営に従事することが、生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- 地域クラブとして大会に参加する生徒に関する情報を把握する。

学校

■ 生徒が参加する大会数について、市町村と連携を図り、実情の報告や情報共有を行う。

#### 地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 参加しようとする大会等の規程を十分に了知するとともに、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。
- 大会等の引率は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者等(地域クラブ活動に従事する 部活動指導員、兼職兼業の教師等を含む)が行う。
- 大会等への参加に当たり、生徒の体調管理、安全確保に努めるものとし、保護者への連絡体制を 整備するとともに必要に応じて事故対応マニュアル等の策定を行う。

#### 【参考 神奈川県中学校体育連盟の取組】

県中学校体育連盟では、県中学校総合体育大会等への参加資格について、次のような見直しを行っている。

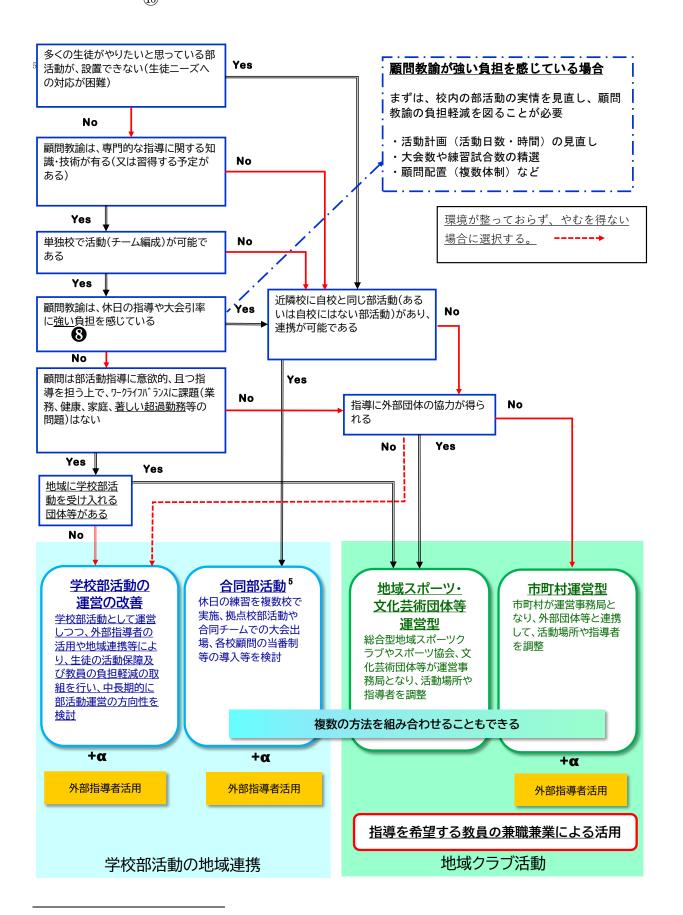
- 地域クラブ活動等の大会参加を認める。
- 拠点校部活動の大会参加を認める。
- 地域指導者の大会への生徒引率及び監督を認める。

# Ⅳ 地域移行に向けて



# 1 地域移行に向けた様々な選択肢

- 本方針は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において部活動改革を推進していくためは、複雑に絡み合う諸課題を解決していく「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としている。
- このため、各市町村においては、学校ごと、部活動ごとの実情に応じて最適な方法を検討し、取り組んでいくことが大切である。
  - (1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー
  - 各市町村においては、学校や部活動ごとの実情に照らして、地域クラブ活動あるいは地域連携 の方向性を検討する上で、検討フロー (23 ページ) を参考にすること。
  - なお、各選択肢について、明確に「Yes」「No」を判断することが難しい場合は、あくまで目安とすること。
  - フロ一図で検討した結果が、必ずしも方向を決定づけるものではない。



<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 合同部活動:単独校でチーム編成ができない場合等に、複数校で日頃の活動や大会参加を行う形。拠点校部活動は、合同部活動を行う複数校のうち 1 校を拠点校とする活動の形。 ♠

### (2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型 (国のガイドライン)

下表は、国のガイドラインにも示されている「地域クラブ活動への移行における運営形態の類型例」である。ただし、必ずしもこの型に当てはめなければならないものではなく、それ以外の型や方法を模索していくことも考えられる。地域の実情を踏まえて、最適な進め方を検討し、柔軟に取り組んでいくことが重要である。また、文化芸術団体等についても、参考となるものである。

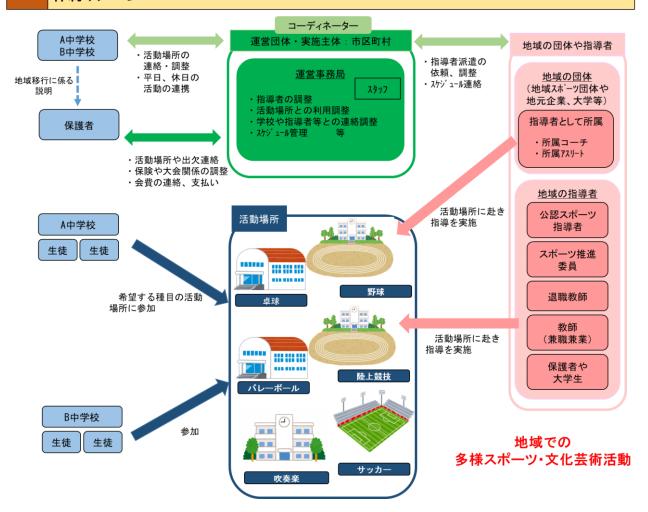
類型例		海带以能	
区分	運営型		
市区町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体(地域スポーツ団体や 地元企業、大学等)や地域の指導者と連携し、運 営する形で実施	
	任意団体設立型	市区町村が任意団体(一般社団法人や協議会等) を創設し、任意団体が運営する形として実施	
	競技団体・文化芸術 団 体 等 連 携 型	市区町村が競技団体・ <u>文化芸術団体等</u> と連携して 運営する形として実施	
地域スポーツ団体 ・文化芸術団体等 運営型	総合型地域スポーツク ラ ブ 運 営 型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実 施	
	体育・スポーツ協会 ・文 化 芸 術 団 体 等 運 営 型	体育・スポーツ協会、文化芸術団体等が運営する 形として実施	
	民間スポーツ事業者 運 営 型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施	
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営 する形として実施	

# 市区町村運営型

# 地域団体・人材活用型

# 市区町村が運営事務局となり、地域団体・人材と連携

- ・市区町村が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体(地域スポーツ団体や地元企業、大学等)や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・運営事務局は、地域の団体等と連携し、例えば、地域の団体に所属するコーチやアスリートに指導の依頼を行ったり、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等との地域のスポーツ指導者に依頼を行うなど、指導者等を活動場所に派遣する。

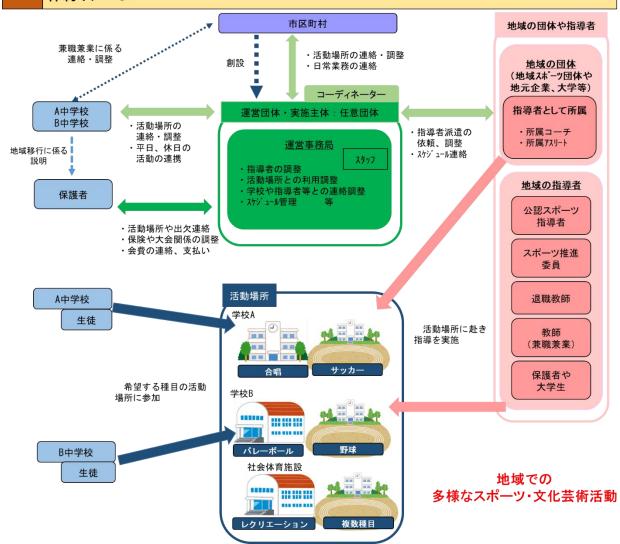


# 市区町村運営型

# 任意団体設立型

# 市区町村が任意団体を創設し、当該事務局が地域や中学校等と連携

- ・一般社団法人や協議会からなる任意団体を教育委員会が創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・運営事務局は地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域スポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

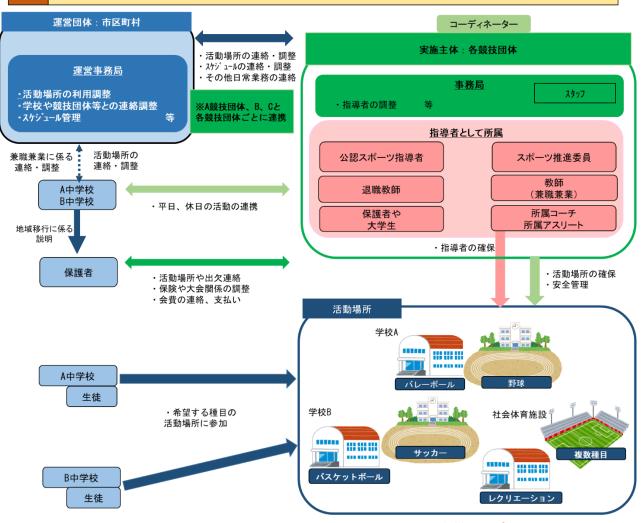


# 市区町村運営型

# 競技団体連携型

#### 市区町村が運営事務局となり、競技団体と連携

- ・市区町村が運営事務局となり、コーディネーターと連携し、地域の競技団体に協力を依頼する。運営事務局が学校や競技団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等とのスポーツ指導者が、競技団体に所属して指導を行う。



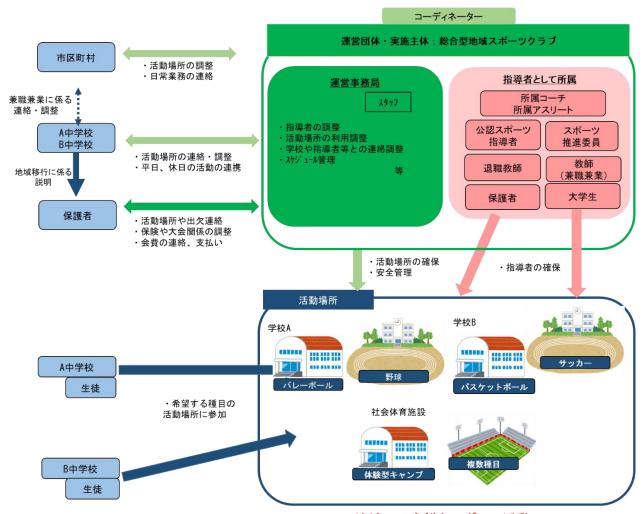
地域での多様なスポーツ活動

# 地域スポーツ団体等運営型

# 総合型地域スポーツクラブ運営型

#### 総合型地域スポーツクラブが運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・市内一部地域において、総合型地域スポーツクラブが運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等とのスポーツ指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。



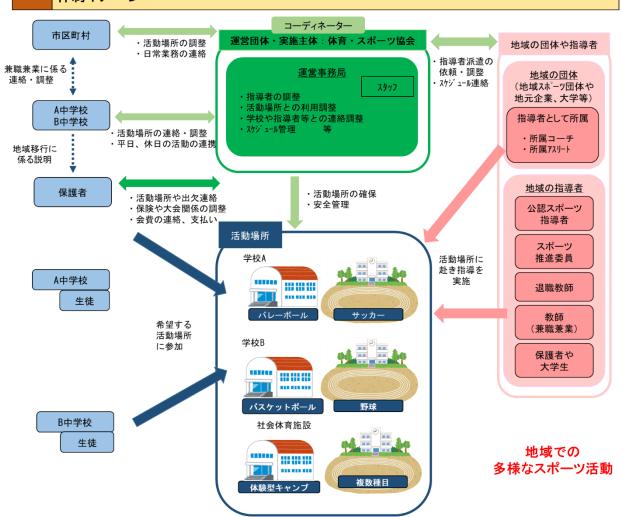
地域での多様なスポーツ活動

# 地域スポーツ団体等運営型

# 体育・スポーツ協会運営型

#### 体育・スポーツ協会が運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・体育・スポーツ協会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・体育・スポーツ協会は、地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等との地域のスポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

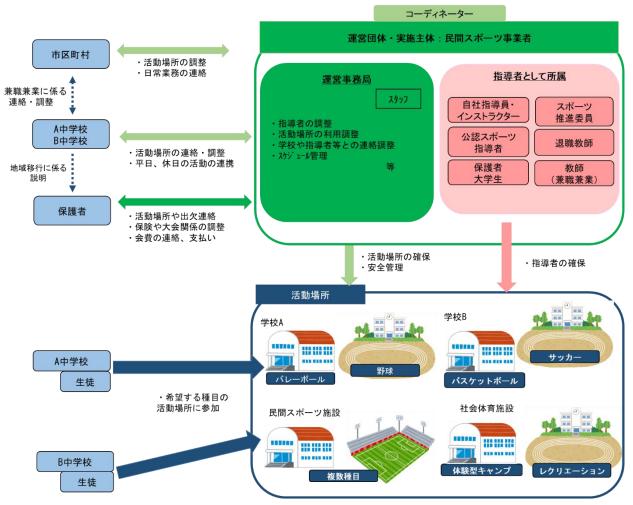


### 地域スポーツ団体等運営型

# 民間スポーツ事業者連携型

#### 民間スポーツ事業者が運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・民間スポーツ事業者が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等との地域のスポーツ指導者が、民間スポーツ事業者に所属して指導を行う。



地域での多様なスポーツ活動

# その他の類型

#### 地域学校協働本部や保護者会等を事務局として連携

- ・地域学校協働本部や保護者会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・運営事務局は、地域の指導者である。例えば、退職教師や保護者を中心に、地域の公認スポーツ指導者や大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼し、指導者として派遣する。

#### 体制イメージ コーディネーター 地域の団体や指導者 市区町村 運営団体・実施主体 活動場所の調整 地域学校協働本部や保護者会等 日営業務の連絡 地域の団体 指導者派遣の 兼職兼業に係る (地域スポーツ団体や 依頼・調整 連絡 • 調整 地元企業、大学等) 運営事務局 スケジュール連絡 スタッフ 指導者として所属 A中学校 ・指導者の調整 B中学校 ・所属コーチ・所属アスリート ・活動場所との利用調整 ・学校や指導者等との連絡調整 活動場所の連絡・調整 ・平日、休日の活動の連携 ・スケジュール管理 地域移行に 係る説明 地域の指導者 保護者 活動場所の確保 公認スポーツ 活動場所や出欠連絡 安全管理 指導者 ・保険や大会関係の調整 ・会費の連絡、支払い スポーツ 活動場所 推進委員 学校A 活動場所に 赴き指導を 退職教師 A中学校 実施 ..... .... 生徒 教師 (兼職兼業) バレーボ-希望する 活動場所 保護者や 学校B に参加 大学生 ..... .... ....... バスケットボール B中学校 社会体育施設 生徒 地域での ..... 多様なスポーツ活動 複数種目 体験型キャンプ

# 2 おわりに

- 学校部活動を巡っては、これまで国や県の検討会議等で、議論が行われ、少子化をはじめとする、 様々な課題が指摘されてきたところである。県内においては、少子化の影響が少ない地域もあるもの の、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動にこれからも親しむことができるのかという危 機感が共有されている。
- すべての生徒が、将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる機会を確保するよう取り組んでいく必要があるため、このたび、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示したところである。
- 本方針は、国のガイドラインを踏まえつつ、役割を明確にした神奈川県独自のものである。また、 県内各自治体や学校現場、スポーツ・文化芸術等団体、地域の実情を鑑み、地域のスポーツ・文化芸 術等の活動の環境整備の方法やタイミングについては、柔軟な対応を可とする。
- 各市町村、学校、スポーツ・文化芸術等団体においては、本方針を踏まえ、事例集を参考にしながら、地域の実情に合う方法を様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどして、生徒や保護者の理解を得つつ、段階的な取組を進めていくことが望まれる。
- なお、本方針の策定に当たり、検討会や県民意見募集で様々な御意見をいただいたが、そのなかで特に子どもの活動の保障や教員、保護者の負担軽減に関するものは、費用面の課題があるため、この取組が持続可能なものとなるよう、強く国に要望していくこととした。



### 資料1 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会設置要綱

#### (設置目的)

第1条 令和5年度からの改革推進期間に県内の市町村及び市町村教育委員会が、地域の実情に沿って公立中学校における部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、県としての方針を定めるに当たり、行政やスポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等の意見を聴取するため、神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会(以下「検討会」という。)を置く。

#### (意見を求める事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 公立中学校における部活動の地域移行を進めるための施策に関する事項
- (2) その他、公立中学校における部活動の地域移行を進めるために必要な事項

#### (設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、当該方針の策定までとする。

#### (構成員)

第4条 検討会の構成員は、別表のとおりとする。

#### (座長及び副座長の設置並びに権限)

第5条 検討会に座長、副座長を置く。

- 2 座長、副座長は、委員の互選とする。
- 3 座長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて検討会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (事務局)

第6条 検討会に関する庶務は、神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課において処理する。

# (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他協議会に関し必要な事項は、別に定める。 2 この要綱は当該方針の策定をもって廃止する。

#### 附則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

# 別表 (第4条関係)

7332					
		構成団体			
1	中学校部活動関係	神奈川県中学校文化連盟の代表者			
2		神奈川県中学校体育連盟の代表者			
3	学校	神奈川県公立中学校長会の代表者			
4	学校関係団体	神奈川県PTA協議会の代表者			
5		神奈川県教職員組合の代表者			
6	市町村行政	神奈川県市町村教育委員会連合会の代表者			
7	神奈川県都市教育長協議会の代表者				
8		神奈川県町村教育長会の代表者			
9		神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会の代表者			
10		神奈川県町村体育振興連絡協議会の代表者			
11	スポーツ団体・文化芸術団体等	公益財団法人神奈川県スポーツ協会の代表者			
12		市スポーツ協会の代表者			
13		町村スポーツ協会の代表者			
14		神奈川県スポーツ推進委員連合会の代表者			
15		総合型地域スポーツクラブの代表者			
16		民間スポーツクラブの代表者			
17		文化芸術団体等の代表者			
18	学識経験者	学識経験者			

# 資料2 検討会構成員

座 長	佐 藤	豊	桐蔭横浜大学教授
副座長	宮 坂	賀則	神奈川県公立中学校長会会長(相模原市立大野南中学校校長)
	髙良	理	神奈川県中学校文化連盟会長(横浜市立若葉台中学校校長)
	後藤	建人	神奈川県中学校体育連盟会長(川崎市立京町中学校校長)
	岩 地	靖彦	神奈川県PTA協議会副会長
	島﨑	直人	神奈川県教職員組合執行委員長
	柿 本	隆 夫	神奈川県市町村教育長会連合会会長(大和市教育委員会教育長)
	飯山	敏明	神奈川県都市教育長協議会副会長(南足柄市教育委員会教育長)
	石 田	浩二	神奈川県町村教育長会会長(山北町教育委員会教育長)
	白井	由美	神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会会長
			(相模原市市民局スポーツ推進課課長)
	齋 藤	潤	神奈川県町村体育振興連絡協議会会長
			(愛川町教育委員会スポーツ・文化振興課課長)
	田中	不二夫	公益財団法人神奈川県スポーツ協会専務理事
	瀧本	幸文	大和市スポーツ協会会長
	露木	重 雄	開成町スポーツ協会会長
	川口	勇喜夫	神奈川県スポーツ推進委員連合会会長
	菊 地	正	一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク理事・副会長
			(NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF 理事長)
	松 村	剛	一般社団法人日本フィットネス産業協会事務局長
	三ヶ日	田篤	神奈川県吹奏楽連盟事務局長

# 検討会事務局

神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課 神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課 神奈川県国際文化観光局文化課 神奈川県スポーツ局スポーツ課



# 資料3 方針検討過程

年月日	経過
令和5年4月27日	第1回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会 において協議
令和5年5月25日	第2回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会 「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)(素 案)」について協議
令和5年6月8日	第3回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)(素案)」について協議
令和5年6月29、30日	「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)(素案)」 を文教常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
令和5年7月	「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)(素案)」について、県民意見募集及び市町村への意見照会等を実施
令和5年9月	第4回 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会 「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針(案)」について 協議
令和5年9月	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針 (案)」を教育委員会に報告
令和5年9月	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針(案)」を文教常任委員会及び国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
令和5年10月	「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定



方針の策定に当たり、「素案」について県民意見募集(パブリック・コメント)を行ったところ、866件もの県民の皆さんからの御意見・御提案をいただきました。これだけ多くの方に関心を寄せていただいたことに感謝申し上げるとともに、一つひとつ内容を拝見し、この部活動の地域移行が、いかに子どもたちの未来にとって重要なものなのかということを改めて強く認識しました。

具体的な内容として、子どもたちの活動の保障や教員の負担軽減を求める声、費用負担の問題、指導者の確保、地域クラブの関わり方、大会参加や運営の在り方など、多岐にわたるものでした。中には、地域移行の方法に関する具体的な御提案も見られました。

いただいた御意見・御提案について、できるだけ本方針への反映に努めましたが、本方針の「基本的な考え方」に示したように、本方針は、それぞれの地域に応じた方法でできることから進めるとしており、意見を反映することで、市町村の取組を狭めてしまう可能性を憂慮し、反映できないものもありました。

今回、反映することができなかった様々な御意見は、今後の取組の<del>参考</del>としてまいります。ご協力ありが とうございました。

#### 1 県民参加の周知方法

- ホームページ、インターネットでの意見募集
- 県政情報センター、各地域県政情報コーナー、保健体育課窓口での印刷物による縦覧
- 市町村及び関係団体への周知

#### 2 県民参加などの状況

【実施期間】

令和5年7月14日

~令和5年8月14日

【県民意見数】 【市町村意見数】

866 件 17 件

【総意見数】

883 件

#### 【意見の内訳】

(件)

	区分	県民	市町村
1	「I はじめに」に関するもの	7	2
2	「Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況」に 関するもの	6	3
3	「Ⅲ-1 基本的な考え方」に関するもの	112	4
4	「Ⅲ-2 地域移行を進める体制づくり」に関するもの	187	0
5	「Ⅲ-3 段階的な地域移行に向けた取組」に関するもの	206	1
6	「Ⅲ-4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確 保」に関するもの	41	2
7	「IV 地域移行に向けて」に関するもの	36	4
8	地域移行全般について	52	0
9	その他	219	1

#### 3 意見の反映状況

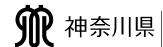
(件)

皆さんからいただいた御意見・御提案の反映状況は、次のとおりです。なお、県民意見への対応状況をお知らせする県民意見整理台帳は、県のホームページ、県政情報センター、各地域県政情報コーナーなどで閲覧できます。

	区分	県民	市町村
1	方針に反映したもの	35	1
2	すでに素案に盛り込まれているもの	203	4
3	今後の取組の参考とするもの	539	8
4	方針に反映できないもの	18	2
5	その他(意見等)	71	2

# 公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針(案)

発行日 令和5年10月 発行者 神奈川県・神奈川県教育委員会 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話(045)210-1111 (代表)



# 公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針(案)

# 実践事例集

# 目 次

目次	て、はじめに・・・	 	•	 •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•		•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	• 1
1.	取組事例																									
	○●●市 ・・・	 	•	 •	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	- 2
	○重例1----	 																							ı	<b>.</b> 3

# はじめに

# 〇 実践事例集について

この実践事例集は、神奈川県内の市町村や学校、スポーツ団体、文化芸術団体等において、部活動の地域移行に向けて取り組んでいる方々やこれから取り組もうとしている方々の参考となることを目的として作成しました。

現段階では「先行して部活動の地域移行の実践を進めている市町村の取組」を紹介しています。今後も取組実践例を増やし、さらに充実していくことを目指します。

この実践事例集をご活用いただくことで、子どもたちのスポーツ活動や文化芸術 活動の最適化に向けた今後の取組の一助となることを願っています。

ぜひご活用ください。





取	組の目標や	や考え方								
運	運営体制図									
休	制整備の耳	 ∇組内突								
	組織や会議					目的・役割				
	小丘小块、一个山水	O2 (EN11) (1)								
基	 本情報									
中学校	数		生徒	<del></del> <b></b> <b>と数</b>		部活動数				
人材バン・		<b>4</b> 11			人材バンク					
設置		あり 	・ な	し ———	URL 等					
地地	域移行の根	<b>食討・取</b> 総	祖のプロ	コセス						
年	月				 内容					



# 【リード文】取組の概要を文章で記載

運営団体								
種目			参加校数			参加生徒数	t l	
活動日			活動時間		·		·	
	使用施設							
活動場所	使用料							
	調整の際の留意点							
	人材確保方法							
	人数と属性							
指導者	指導者資格の条件							
	研修の有無と内容							
	兼職兼業の際の考慮点							
<u>謝金</u> <u>(考え方・単価等)</u>	(18)				(記載例)		円/1時間 準じて算定	等
参加費・金額				'				
保険	個別加入・団体	本加入 ・	その他(		)	保険料		円
生徒の主な 移動手段						·		
その他								
成果								
課題								

活動の様子等の画像

# 第4回神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会 資料

# 1、県民の意見募集の状況

(1)意見募集期間 令和5年7月14日~8月14日

(2)意見募集方法

県民:県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

市町村:意見照会

(3)意見提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ

(4)提出された県民意見等の概要

ア 県民意見件数:866件 市町村意見件数:17件

イ 意見の内訳

	区分	県民	市町村
1	「I はじめに」に関するもの	7件	2件
2	「Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況」に関するもの	6件	3件
3	「Ⅲ-1 基本的な考え方」に関するもの	112件	4件
4	「Ⅲ – 2 地域移行を進める体制づくり」に関するもの	187件	0件
5	「Ⅲ – 3 段階的な地域移行に向けた取組」に関するもの	206件	1件
6	「Ⅲ – 4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保」に関するもの	41件	2件
7	「IV 地域移行に向けて」に関するもの	36件	4件
8	地域移行全般について	52件	0件
9	その他	219件	1件
		866件	17件

# ウ 意見の反映状況

	区分	県民	市町村
1	方針に反映したもの	35件	1件
2	すでに素案に盛り込まれているもの	203件	4件
3	今後の取組の参考とするもの	539件	8件
4	方針に反映できないもの	18件	2件
5	その他(意見等)	71件	2件
		866件	17件

## エ 主な意見

#### 1、今後の取組の参考とする意見

### 【県民意見】

- ・保護者の方にも教員ありきの部活動の在り方に対する考え方を変えていただきたい。保護者も地域住民であり、保護者が運営することも視野に入れ、当事者意識を持っていただきたい。部活動は教員がやって当たり前ではない。
- ・受益者負担についても賛成である。一方で貧困家庭が不利益を被るという問題も生じる。就学援助制度を利用している家庭や 生活保護受給家庭に対し、支援ができるのではないか。

# 【市町村意見】

・中学校体育連盟の大会について、地域のクラブの参加が認められる方針が示されたが、大会規模が拡大され、運営する教員等 の負担が増すことにつながり、目指す方向に進んでいない。

### 2、反映できない意見

#### 【県民意見】

- ・学校の教育活動と部活動は完全に切り離すべき。
- ・全く学校で練習していない、部活動でもない種目なので、おかしいと思う。大会は、学校で活動している種目だけで良いのではないか。

# 【市町村意見】

・教育課程外である学校部活動は、その設置・運営については学校の判断により行われているものである中、学校の設置者である市町村の教育委員会が各学校の方針について、指導・助言したり、指導者に対して、資質向上及び管理職を対象とした研修 等の取組について求めたりしていくことに違和感を覚える。

# 3、その他(部活動の現状等の訴え、質問等)

# 【県民意見】

- ・先生は大変さを見せず(本当は大変だとしても)、ほんとに子どものためにやってくれている。でも近年、先生のなり手が減っているというニュースを見ると、今の先生に更にしわ寄せが行ってしまうのではないかと心配である。
- ・教員の妻である。平日夕方、土日の殆どが部活で子育てが出来ない。どこかへ出かけることや旅行にも行けず、リフレッシュ出来ないままである。心身ともに休める方法を教えてほしい。

#### 【市町村意見】

・実践事例が増えるとよい。

# 2、公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針(案)について

Ν	o 区分	意見概要	素案文	反映状況		
(1	) I はじめに	休日の活動は地域の方に完全に委託するなど し地域の方との関わりを増やすことも大事だと思 う。子供たちにとっても外部の方との関わりは活 動の幅も広がり内面的にも成長にも繋がると思 います。	子どもたちにとってより豊かなスポーツ・文化芸術 等活動の機会が広がっていくと考える。	P1 I はじめに 【リード文 追記】 子どもたちにとってより豊かなスポーツ・文化芸術 等活動の機会が広がり、その関わりの中で視野 が広が <u>り、内面的にも成長していく</u> と考える。		
(2	II 県内の公立中 学校における部活動 を取り巻く状況	■地域によっては、生徒数の減少により学校ごとの設置部活動数を減らし・・・」とあるが、県全体では1校あたり0.5の減少、つまり2校に1校がこの10年で1つの部活動が廃部になったと読み取れる。つまり、『この10年間で2校で1つの部活動が廃部』という状況を「生徒数の減少により、部活動数を減らし・・」という考察はあまり適切とは思えない。むしろ実際は、2または3人など少人数の部活動を、子どもたち・保護者の要望を受けて、教職員が粘り強く存続させてきている状況があることにフォーカスすることも必要ではないかと考える。	■ 地域によっては、生徒数の減少に伴い、学校ごとの設置部活動数を減らし、1部活動当たりの部員数を維持している。	(1)学校数、生徒数、部活動数頭の推移 【■3つ目】 ■ 平成24年から令和4年までの10年間 で、生徒数は約9,000人減少しており、(図表1)県全体では2校に1校で1つの部活動が廃止されている。		
	II 県内の公立中 学校における部活動 一を取り巻く状況	【図表 1 公立中学校数と生徒数の推移】図表の下限が15万人からとなっているため、視覚的にピーク時からR4までに生徒数が1/3程度になったように誤解される懸念がある。ピーク時(S61)が36万でR4は19万なので、実際は1/2を切っていない状況である。調査統計をグラフで示す方法として適切でないと思われるため、グラフは正規の表記を使用するべきだと考える。	下限が生徒数15,000人、中学校数100校	図表1を修正。生徒数・中学校数ともに下限 を0とした。		
Œ		_	■ 各公立中学校では、運動部活動、文化部活動ともに多岐にわたる部活動が設置されており、生徒の約8割が運動部活動、約2割が文化部活動に加入している。	(2) 生徒のニーズと教員の負担感 【■2つ目】 ■ 各公立中学校では、運動部活動、文化 部活動ともに多岐にわたる部活動が設置されて おり、 <b>部活動に加入している生徒</b> の約8割が 運動部活動、約2割が文化部活動に加入している。		

No	区分	意見概要	素案文	反映状況
4	II 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況	【図表8 部活動に所属している最大の目的】 のアンケート項目「体力・技術を向上させる 22.4%」という結果がある。つまり32%は「楽し く部活動をしたい」という目的とともに、22%の 子どもたちは「体力・技術の向上」を目的とし、 17%の子どもたちが「成績を収めたい」という考 察が適切かと思われる。	「友達と楽しく活動する」ことを部活動の目的として加入している生徒の割合が最も多い。一方、好成績を収めることを目的に部活動に加入している生徒は、2割に満たない。	(2) 生徒のニーズと教員の負担感 【■ 3つ目追記】 「友達と楽しく活動する <u>(32.7%)</u> 」 次いで、「体力・技術を向上させる (22.4%)」「好成績を収め(17.8%)」 の順に高い。
(5)	<ul><li>Ⅲ 本県における地域移行について</li><li>2 地域移行の体制づくり</li></ul>	・部活動の地域移行において、国の施策として取り組む中、市町村教委がその役割を一手に請け負うことには限界があり、結果としてその役割は学校に返ってくる。それでは、地域移行の目的を果たすことはできない。社会教育や生涯学習の観点から、各行政部門や機関をこえた連帯のもと、他団体に働きかけ、取組をすすめることが重要だと考える。そのためにも、市町村各行政部門・機関が連携して取り組むことを本方針に明記する必要がある。	【県の役割】〇知事部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、新たなスポーツ・文化芸術等の活動環境を整備し、取組を推進する。【市町村の役割】〇 首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、新たなスポーツ・文化芸術等の環境を整備し、取組を推進する。	(1)協議会等の検討体制の整備 【県の役割 ■1つ目 追記】 ■ 知事部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において、新たなスポーツ・文化芸術等の活動環境を整備し、取組を推進する。 【市町村・学校の役割 ■1つ目 追記】 ■首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において、新たなスポーツ・文化芸術等の環境を整備し、取組を推進する。
6		・役割の中に、「学校職員に過大な要求や負担をかけることのないよう調整を図る」などという考え方をぜひ入れていただきたい。実際に指導員を導入するが、夜に連絡が来たり、過剰な要求があったりもする。健全に部活動運営が行われているか検証をつづけていく考え方を、どの項目でも良いので入れていただきたい。		(1)協議会等の検討体制の整備 【県の役割 ■ 2つ目 追記】 ■ 県内市町村における地域移行の取組の 進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や 改善に向けた支援等を行う。 【市町村の役割 ■ 2つ目 追記】 ■ 域内の学校における地域移行の取組の 進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や 改善に向けた支援等を行う。

No	区分	意見概要	素案文	反映状況
7		・先生にとって部活の負担は大きいのは分かるので、学校に外部講師をお願いしたらどうかと提言したが、金銭的に難しいと言われた。先生の負担軽減も大事なことだが、そもそも部活は教育の一環だと思うし、子どものための部活なのに、何の対策も考えずにいきなり部活を廃部にすることはあまりに一方的すぎるし、こちらは決まったことを報告されるのみで、抗議しても決まったことだからとはねかえされた。	○ 協議会等においては、ヒアリング等を実施 し、ニーズや課題の把握に努める。	(1)協議会等の検討体制の整備 【市町村の役割■3つ目追記】 ■ 協議会等においては、子どもたちの活動機 会を確保する観点からアンケートやヒアリング等 を実施し、保護者や子どもたちのニーズや課題 の把握に努める。
8		・在学の中2の子には直接関係ないかもしれないので、下の子(現在5年生)が中学に進学する前に、直接話を聞ける機会があるといい。 ・方向性は間違っていないが、入学の1~2年前には知らせるべき。 ・部活移行といっても各市町村で具体的な説明がない。学校に聴いてもあいまいな返事が返ってくる。 ・中学校学区ごとに関連する地域スポーツ団体(少年団指導者等)に説明してほしい。 ・中学部活移行について中学校学区ごとに地域スポーツ指導者に具体的に説明がほしい。各市町村ごとに異なる。課題が多いが市町村での中学学区ごとに説明会を早急に開いてもらいたい。 ・地域移行に伴い、クラブチームでの登録を余儀無くされた。細かい説明はなく、指導者がそちらで登録するから当然のように半ば強制的だった。また、細かい説明もなく、選択の余地もなかったことに憤りを感じている。 ・保護者と先生の関係性が時代とともに変化してきているのに、部活動の形は変化がないままのため、顧問に負担が多くのしかかっている。		(1)協議会等の検討体制の整備 【市町村・学校の役割■6つ目追記】 ■ 地域や学校、地域クラブ、関係団体等に 対し、部活動の地域移行に係る理解を深める ための説明会等を実施するなど、広く情報を 周知するよう努める。

Ν	o 区分	意見概要	素案文	反映状況
8		・学校、地域、保護者、何より子どもたち本人との連携が欠かせない。意見交換が必要。同じ気持ちにしていく。		(1)協議会等の検討体制の整備 【市町村・学校の役割■6つ目追記】 ■ 地域や学校、地域クラブ、関係団体等に 対し、部活動の地域移行に係る理解を深める
		・小学生の保護者からは「我が子が中学に上がるときには部活が無くなっているのか」という声も聞かれた。教員にも保護者にも理解周知が足りていない状況が感じられる。		ための説明会等を実施するなど、広く情報を 周知するよう努める。
	Ⅲ 本県における地 域移行について 2 地域移行を進め る体制づくり	・兼職兼業でさらに教職員への負担は増加しないか。 ・方針素案では、段階的な地域移行に向けた取組の目標として、「教員の働き方改革に資する取組を継続的に進める」としているが、労務管理に関する記載がない。厚労省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」において、「市町村教委、学校長が責任をもって兼職兼業を含めた労働時間を把握、管理すること」が示されており、本方針においても、その旨を明記する必要がある。 そのうえで、働き方改革の観点から、週1日週休日が確実に確保できるようにするなど、土日の地域移行も含めて労務管理を徹底することが必要。		(2) 指導者の確保 【学校の役割 ■ 2つ目 追記】 ■ 兼職兼業の許可を得た教員等の負担が 増加しないよう、適切な服務監督を行う。

No	区分	意見概要	素案文	反映状況
100	<ul><li>■ 本県における地 域移行について 3 段階的な地域 移行に向けた取組</li></ul>	導者に委ねることは現状難しいです。 そうなると 教員は結局休日を確保できなくなり、指導面で	学校施設の休日の利用については、地域クラブに対して利用方法を遵守させた上で、用具保管場所の提供や教職員が鍵の受け渡し等の業務を担う必要がないよう、利用しやすい工夫をする等、地域に開かれた環境づくりに努める。	(1)適正な部活動の運営 【市町村の役割 ■ 6つ目】 ■ 学校施設の休日の利用については、地域 クラブに対して利用方法を遵守させた上で、用 具保管場所の提供や鍵の受け渡し等の業務を 教職員が担う必要がないよう、調整を図る。 【市町村の役割 ■ 7つ目】 ■ <u>地域クラブ</u> が利用しやすい工夫をする等、 地域に開かれた環境づくりに努める。
11)		・学校生活と部活動を完全に切離す事で、外部指導者は学校生活にかかわりがないため情報共有がされない(例:学校生活でいじめがありそれを部活動でも情報共有、または逆もあり)という事が起こらない様にはしてほしい。	○ 平日と休日の活動が円滑につながるように、 外部指導者等と顧問教諭が、活動内容の報 告をするなど、情報共有を図る。	(1)適正な部活動の運営 【地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割 ■ 8つ目追記】 ■ 平日と休日の活動が円滑につながるよう に、外部指導者等と顧問教諭 <b>の間で、</b> 部活動 の内容 <b>のほか、必要に応じて学校生活の状況</b> 等について、個人情報に留意した上で、情報 共有を図る。
12	Ⅲ 本県における地 域移行について	ガイドライン(学校部活動に関する方針等) は全くと言っていいほど守られていない。	○ 国のガイドライン、県や市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を遵守し、生徒それぞれの志向に合った活動や、誰もが一緒に参加できる活動を行うなど、適切な運営が行えるよう、規約の策定、人員体制の整備等を行う。	(1)適正な部活動の運営 【地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割 ■ 1つ目追記】 ■ 国のガイドライン、県や市町村及び学校の 方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定 する指針等を遵守し、生徒それぞれの志向に 合った活動や、障がいに関わらず、誰もが一緒 に参加できる活動を行うなど、適切な運営が行 えるよう、規約の策定、人員体制の整備等を 行う。

No	区分	意見概要	 反映状況
(13)	Ⅲ 本県における地 域移行について	・外部の方に委託した場合、病気や怪我等があったときなど、緊急時に対応ができるのかという不安がある。 ・外部の方に指導依頼することに賛成である。ただし、保護者と指導者との連絡方法がきちんと確立している事が必須だと思う。 ・学校以外で活動するとなった場合、行き帰りの安全性や、出欠連絡など不安な面もありる。	(1)適正な部活動の運営 【地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割 ■ 3つ目追記】 ■ 保護者が安心して地域クラブに子どもを 任せられるよう、活動に係る費用や健康・栄養 面、緊急連絡先の確認等、保護者との適切 な連携体制を整備する。
4		・地域で団体で行うスポーツとして「保護者の手伝い」があるかと思う。保護者の手伝いの主な内容として、当番制(選手たちのケア、お茶当番、コーチ陣のケアなど)、車の送迎など任意とはいえ「強制的」な手伝いがある。昨今の共働きが一般化した家族構成では非常に負担だと考えている。子供がやっているのだから保護者が手伝うのは当たり前という考えが一般化しているため、もし部活動の地域移行をするのであれば、保護者の手伝いに依存するのではない活動方針を求める。 ・子どもの希望や、担当教諭の負担も解るが、共働き家庭が増加している昨今の環境を考えると保護者負担の軽減についても配慮していただけるとありがたい。 ・地域との関わりを増やすためには良いこと。ただ、そのために保護者負担、他のトラブルが増えるのではないかと不安にも思う。	(1)適正な部活動の運営 【地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割 ■ 4つ目追記】 ■ 地域クラブ活動の運営・活動に伴う保護 者への負担が、過度にならないよう配慮し、クラブ内の体制を整える。

No	区分	意見概要	素案文	反映状況
(15)	<ul><li>■ 本県における地</li><li>域移行について</li></ul>		し、休日に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請すると	4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保 【市町村の役割 ■ 3つ目追記】 ■ 中学生が参加する大会等の全体像を把握し、休日に開催される様々な大会等への参加及び運営に従事することが、生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
16	IV 地域移行に向けて1 地域移行に向	・検討フローについて、指導に外部団体の協力が得られなかった場合の流れとして、現状維持がある。これでは、結局何も変わらない可能性が高い。 ・地域移行を進めるためのものであるはずなのに、なぜフローチャートの選択肢に「現状維持」があるのか。しかも期日さえないのはおかしい。		学校部活動として運営しつつ、外部指導者の活用等により、生徒の活動保証及び教員の負担軽減の取組を行い、中長期的に部活動の運営の方向性を検討【フロー一部修正】
17)		(2) 地域クラブ活動への移行における運営 形態の類型(国のガイドライン)表中に、文化 団体と、文化芸術団体が、混在しておりますの で、統一したほうが良い。	市区町村が競技団体・文化団体と連携して運営する形として実施	(2) 地域クラブ活動への移行における運営 形態の類型(国のガイドライン)・「 <b>文化芸術</b> <b>団体</b> 」に表記統一。
18)	実践事例集	<ul><li>・指導者の謝金の金額設定</li><li>・指導者が指導のし甲斐を感じられる報酬をお願いしたい。</li><li>・指導をしたい教員の賃金の保証</li></ul>		事例集に <b>謝金 (考え方・単価等)の欄</b> を追 記

# 図表の更新

図表番号	文章の追記
	(8ページ)(1)県内の総合型地域スポーツクラブの状況
13	■ 県内における総合型地域スポーツクラブ の数は、創設済みが 100 箇所、創設準備中が 6 箇所であり、合計 32 自治体で総合型 スポーツクラブが創設されている。
	(9ページ)
14	・20 以上のクラブで行われている種目:フットサル ・10 以上のクラブで行われている種目:ソフトテニス
15	(9ページ)
	(11 ページ)(5)県内の公民館・文化施設の状況
20	■ 各地域における文化芸術等活動が実施可能な公民館などは、県内中学校の部活動数と比較して少ないため、地域への 移行後も、文化部活動の拠点としては学校施設を利用する必要がある。

# 素案からの変更点

- ○名称変更 「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」
- ○資料の追加
- ・資料1 神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会設置要綱
- · 資料 2 検討会構成員名簿
- ・資料3 方針検討過程

・資料4 県民参加などの概要 -11-

- ○番号がない下線部について
- ・議会等を含む多くの方から御意見をいただき、反映している。
- ○白抜き番号と波線について
- ・第3回の検討会で意見を反映した箇所となっている。

資料3

第4回神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会

# 広域的な人材バンクの検討状況について

令和5年9月 神奈川県スポーツ局スポーツ課

# 1 目的

神奈川県の公立中学校の部活動の地域移行・地域連携に向けて、多様な実施主体が指導者を確保できるように、県内全域の指導者を登録対象とした、市町村の枠を越えて指導者を探すことができる広域的な人材バンクを設置する。

# 【参考】公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針(案)

- 2 地域移行を進める体制づくり
- (2)指導者の確保

県の役割

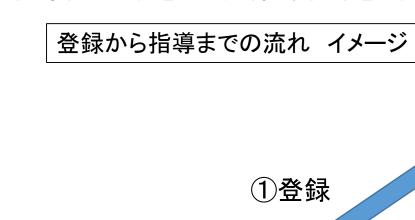
「県スポーツ協会や各競技団体、各文化芸術団体等の協力のもと、各地域において専門性や資質を有する指導者を発掘・把握する。また、地域クラブ活動運営団体・実施主体が円滑に指導者を確保することができるように、市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等を整備する。」

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

「自ら指導者を養成するほか、関係団体からの紹介、市町村の情報提供や、県が整備する人材バンク等の活用等により、 生徒のニーズに応えられる人材を確保する。」

# 2 広域的な人材バンクの仕組み

- 〇人材バンクに登録した指導者の情報を県ホームページにて公開する。
- 〇指導者を探している団体(実施主体)が、人材バンク上の指導者に指導の依頼をしたい場合には、人材バンクを通じて 指導者に連絡を取り、勤務条件等を協議した上で依頼する。







指導者

⑤業務内容・報酬・勤務条件等について協議 →指導の実施



②県ホームページ上で指導者情報の公開





人材バンク (神奈川県) Kanagawa Prefectural Government

③指導者の検索(問合せ)

実施主体(市町村、地域クラブ、学校等)

# 3 登録要件の考え方

- ○地域によって確保できる指導者の人数と、その地域で必要とされる指導者の数が一致することは少ないと予想される中、広域的なマッチングができるよう、指導者をより多く確保していく必要がある。 (指導者の量の確保)
- ○中学生年代の指導にあたっては、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、大会・ 練習試合等の引率、生徒指導に係る倫理観を持った対応、事故が発生した場合の現場対応等が可能である 人材であることが必要である。(指導者の質の確保)

# 4 登録要件(案)

登録にあたっては下記の内どれか1つに該当することを登録要件とする。

- (1)スポーツ・文化芸術等関係団体の認定する指導(者)資格を所持している、あるいは講習を修了し資格取得予定であること。※1
- (2)学校部活動において部活動指導員又は外部指導員※2での指導経験があること。
- (3)教員免許を所持しており、学校教職員として部活動指導の経験があること。
- (4)指導を希望する競技、種目、分野等の活動経験があり、なおかつ県が認める部活動指導者又は地域クラブ指導者向けの研修を受講していること。
- ※1 令和5年9月時点で該当する資格・・・日本スポーツ協会の競技別指導者資格又はJBA、JFA公認C級コーチ以上 (日本スポーツ協会競技別指導者資格・・・スタートコーチ、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4、教師、上級教師/JBA・・・日本バスケットボール協会 JFA・・・日本サッカー協会) ※2 顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う指導者。
- ○登録要件としては、上記の1つに該当すればよいが、人材バンク上には競技等の活動経験、指導経験や年数、保持している資格、研修、 受講歴等の情報を公開し、指導者の特徴や経歴が分かりやすい仕組みとする。
- 〇(4)「県が認める~研修」については、県、市町村、大学及び団体等が行う部活動指導者及び地域クラブ指導者向けの研修を想定。
  Kanagawa Prefectural Government

# 5 その他

- 〇令和5年度中に人材バンクへの登録~運用を開始する予定です。
- ○登録の際に、次の二点について同意を得ることとします。
  - ・個人情報の取扱い
  - ・登録後に取消事由があった場合に登録を取り消すこと(社会的信用の失墜を招く行為、虚偽の申請等)
- 〇人材バンクへの登録は必ずしも指導先の紹介を保証するものではありません。